本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八六号）（総務省）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　医療職俸給表㈠を除くすべての俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を改定することとした。（別表第一から別表第七まで、別表第八ロ及びハ、別表第九から別表第一一まで関係）

2　自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第一一条の一〇関係）

3　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一二五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の八〇）に引き下げることとした。（第一九条の四関係）

4　勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の七〇（特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）に引き下げることとした。（第一九条の七関係）

5　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万五、二〇〇円に引き下げることとした。（第二二条関係）

二　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　月に六〇時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、支給割合を一〇〇分の一五〇に引き上げることとした。（第一六条関係）

2　期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の六五）に引き下げるとともに、特定管理職員の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三〇に引き上げ、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の八五に引き上げることとした。（第一九条の四関係）

3　特定管理職員の勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の九〇に引き下げるとともに、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の八〇に引き下げることとした。（第一九条の七関係）

三　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

月に六〇時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（超勤代休時間）を指定することができる制度を新設することとした。（第一三条の二関係）

四　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

1　第一号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸を除く俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（第七条関係）

五　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げることとした。（第七条関係）

六　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

1　特定任期付職員に適用する俸給表の一号俸を除く俸給月額を改定することとした。（第七条関係）

2　期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き下げることとした。（第八条関係）

七　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げることとした。（第八条関係）

八　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一三号）附則第一一条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・二四パーセント（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、〇・三二パーセント）引き下げることとした。（附則第一一条関係）

九　地方公務員法の一部改正

地方公務員について代替休暇の取得を可能とすることとした。（第五八条関係）

一〇　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、二、三、五、七及び九は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八七号）（総務省）

一　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　俸給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二〇六万五、〇〇〇円、国務大臣等は一五〇万七、〇〇〇円、内閣法制局長官等は一四四万四、〇〇〇円とする等の改定を行うこととした。（第三条、附則第三項並びに別表第一、別表第二及び別表第三関係）

2　期末手当の改定

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に改めることとした。（第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四五に改めることとした。（第七条の二関係）

3　日額手当の改定

常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万七、八〇〇円とすることとした。（第四条関係）

二　特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律の一部改正

1　特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一四号）附則第四条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定することとした。（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項関係）

2　特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく経過措置対象の常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万九、〇〇〇円とすることとした。（附則第六条関係）

三　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、一の2㈡は平成二二年四月一日から施行することとした。

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八八号）（国会）

1　各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国務大臣及び大臣政務官に準じて改定することとした。（第一条関係）

2　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八九号）（国会）

1　国会議員の秘書の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定することとした。（第一五条関係）

3　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第一一〇号）附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定することとした。（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項関係）

4　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

◇裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第九〇号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（第一五条及び別表関係）

2　報酬月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。